

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2023年2月14日

②施設・事業所情報

名称：天願こども園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：園長 安座間 葉子	定員（利用人数）：125（136）名
所在地：うるま市みどり町1丁目8番2号	
TEL：098-988-5178	ホームページ： https://tengan-kodomoen.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：2019年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人みどり葉福祉会	
職員数	常勤職員：15名 非常勤職員：3名
専門職員	（専門職の名称）
	保育教諭：15名 調理師：1名
	幼稚園教諭：1名 保育士：1名
施設・設備の概要	保育室、職員室、園庭、調理室、ランチルーム、医務室、遊戯室、休憩室、絵本コーナー等

③理念・基本方針

【基本理念】

私たちみんなの夢 それは、大きな成長の可能性を持った一粒のひまわりの種から大輪の花を咲かせること。

私たちは、地域の「今」をまっすぐ見つめ、この場所を未来を切り拓く大きな大地に変えていきます。

私たちは、同じ志を持ち続け、この場所が認め励まし、思いやりが根づく大地となることを目指します。

私たちは、保護者と共に歩みながら、この場所を人と人との絆が生まれるあたたかな大地にしています。

【理念】認め、励まし、感謝する思いやりの心を育む

【保育目標】明るい元気な子 情緒豊かなやさしい子 最後まで頑張る子

④施設・事業所の特徴的な取組

天願こども園は、2018年に制定されたうるま市立幼稚園・保育所認定こども園移行等基本計画のモデル園として2019年度に公私連携幼保連携型認定こども園を開園、県内外の先進事例や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を指針とした運営体制を整備し4年目を迎えた。ガラス張りが特徴的なランチルームでのバイキング形式を取り入れた食育を推進し、園庭には様々な大型遊具が設置され子どもたちの戸外遊びに活用している。室内は、広く開放的で玄関ホールには、季節の飾りつけ・子どもの作品・水槽など、子どもの感性を豊かにする環境整備の工夫が見られる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年9月3日（契約日） ～
	2023年5月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回目（前回：2020年）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 児童権利条約の内容が記された「権利証」を作成し、職員に周知している。

「子どもの権利証」を園として作成、職員各自が携帯し、日常的に権利擁護についての理解を深めている。また、職員が子どもの人権・権利擁護について意識を高めた取り組みができるよう、定期的に振り返る機会を設け、教育・保育計画の立案や実践に活かす工夫を行っている。毎日の子どもの健康状態や言動に注意を払い、家庭の状況や子どもの様子、園内での気になる状況等について職員間の情報共有や周知につなげるため「リーダー会ノート」に記録して対応を協議する等、園として子どもの権利が最大限尊重できるように努めている。

2) 専門職育成として実習生の指導に積極的に取り組んでいる。

実習生受け入れについて、教育・保育専門職育成の責務として位置づけたマニュアルを整備し取り組んでいる。同法人が運営している保育所を卒園した実習生も受け入れており、卒園児の継続的支援にも寄与している。実習受け入れ体制は園長・副園長の指導の下、主幹保育教諭を中心に実施している。実習期間中には、終了時間前に実習記録の記入方法や専門用語の解説等の時間を設け、1日の振り返りや疑問に答えるなど、実習生の学習環境に配慮した指導を行っている。実習指導者は、各養成校と連携し、各養成校のプログラムを把握したうえで指導を行っている。

3) 詳細なアセスメントに基づいた指導計画が作成されている。

こども園では、年2回実施する保護者との面談時に保護者の要望や気になっていること等について聞き取り、これらの内容を指導計画作成に活かすようにしている。個別には児童票や健康管理票、発達経過記録票等も含めた様々な資料をもとに子どものアセスメントを行っている。支援に配慮を要する場合には、管理職によるアドバイスを受けられるような体制作りにも努めている。また子どもが利用する外部機関とは定期的に情報交換を行い、アセスメントの視点を深める取り組みにつなげている。

◇改善を求められる点

1) 目標管理に基づく人材育成が望まれる。

法人では、基本理念の達成のために「期待する職員像」として、「思いやり10か条」を明示している。文章を配布するとともに、入職時や職員会議等で読み合わせを行うことにより周知を図っている。人事については、自己評価や園長面談で確認した目標達成の進捗状況等を通し、職員の意向も踏まえたうえで決定している。今後は、職員個々が主体的なキャリア形成を行うための人事基準の明確化や「思いやり10か条」に基づく行動チェックシートの作成や目標管理シートの活用など、職員個々の目標管理体制の構築に期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

令和2年に第1回目の第3者評価を受審後、令和4年度は2回目の受審でした。受審にあたり、評価者からの事前説明会を受けることで職員が一つになって受審に挑む目標を定めることが出来ました事に評価者の方々へ感謝申し上げます。職員一人一人が自己評価の項目を一つ一つ確認しながらの振り返りの中で、園の理念、保育、保護者支援等学びを深めることが出来たことは第3者評価を受審する機会があつてこそだと思いました。

受審を通じて、現在取り入れている「職員会議ノート」は評価者からの助言を頂いたことで即、改善を図り更に内容の濃い「天願こども園保育必携」に変わり職員会議や、園内研修に活用し同じ方向に向かう職員の資質向上に繋がり貴重なものになっております。

又保護者アンケートから見えた保護者の思いに丁寧に寄り添いながら、子どもの今を大事に教育・保育に努めることを心し、又改善を求められている点は今後の課題として職員一丸となって取り組んでいきたいとおもいます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目		評価機 関
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	こども園の教育・保育理念は、法人理念とともにホームページに記載し、パンフレットには、教育・保育目標、教育・保育理念を掲載している。毎月発行する園だよりには、基本理念、教育理念、教育保育目標を巻頭に記載することで保護者への周知を図っている。園長は、入園式等の園行事の際には、理念に込められた想いを盛り込んだ講話を行っている。職員に配布されている個人ファイルの表紙の裏面には、法人理念・教育理念・教育保育目標を記載した書面を添付し職員の理解を深めている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	園長は、市内こども園園長会・法人保育園園長会等の出席や関係団体の会議に参加することにより、社会福祉事業の動向について情報収集を行っている。市の子育て支援事業計画の策定動向も注視することにより、市立幼稚園の公私連携型認定こども園委託モデル園として受託し、市の市立幼稚園認定こども園移行等基本計画の進捗に貢献した。その過程で市や他の認定こども園と連携し、市内の子育て状況を分析・把握している。毎月の収支表や年間決算書を精査し、コストや利用率等の分析を行っている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	経営環境や経営状況について、法人本部と連携して現状分析を行うことにより適切なこども園の運営を行っている。理事長や役員等が収集した情報を分析し、改善すべき課題を明確にして役員間で共有している。また、各園の主幹保育教諭以上で構成する法人運営会議を定期的に行い、職員への情報共有・周知を行うとともに、課題の把握・分析を行い、決定した具体的な取り組みを中・長期計画に反映している。	

評価項目		評価機関
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
コメント	評価機関 地域の子育て支援事業の中核的役割の担い手であることを反映した中・長期計画が策定されている。明確なビジョンのもと、把握された経営課題として、園運営の管理体制の整備等を目標とした内容となっている。定期的開催されている法人運営会議において、実施状況の評価を行い必要に応じて見直しを行う体制を整備している。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
コメント	評価機関 単年度の事業計画は、第三者評価の受審・振り返りを活用した教育・保育の質の向上と透明性の確保が明示されるとともに、園の取り組みの特徴、地域の子育て支援拠点としての事業展開を明記した計画が策定されている。中・長期計画の内容を反映し、地域の未就学児の保育体験等が具体的に示されている。今後は事業内容が実行可能となるような収支計画の策定や、数値目標や成果等を設定することにより、実施状況の評価を行えるよう取り組むことが望まれる。	

評価項目		評価機 関
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	評価機関 園長・副園長・主幹保育教諭を中心に、毎月開催される全体職員会や毎週開催のクラス代表会において集められた意見を反映させた事業計画を策定している。事業計画の実施状況については、年度末の会議等で報告・確認を行い職員に周知を図り、理解を深めるための取り組みを行っている。今後は事業計画の効果的な活用のため、事業計画の評価手順、評価結果に基づいた事業計画見直しのプロセスを構築することが望まれる。	
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
	c	事業計画を保護者等に周知していない。
コメント	評価機関 入園のしおりには、法人理念、こども園理念、教育・保育目標、教育・保育指針、事業計画の主な内容が記載され、保護者へ配布し保護者会等で説明を行っている。毎月発行される園だよりには、巻頭に基本理念、教育理念、教育・保育目標や、5歳児のクラブ活動等の事業計画を反映した内容を記載し、保護者の理解を深める工夫を行っている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
コメント	評価機関 教育・保育の質の向上の取り組みとして、事業計画に第三者評価の受審・評価結果の活用を位置づけ取り組んでいる。年度末には、園長・副園長・主幹保育教諭による話し合いで園の自己評価を行い、評価結果に基づく改善策を次年度の全体計画に反映している。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。
コメント	評価機関 第三者評価や自己評価の結果から明確になった課題については文書化し、職員会議や理事会で報告を行うことにより課題の共有化を図っている。職員間で改善策を話し合い、期待する職員像や諸規程の整備を進めている。定例会議以外にも、各クラスで話し合う時間を確保できる体制を整備している。	

評価項目		評価機 関
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	評価機関 園長の責務については、こども園運営規程や重要事項説明書に明記されており、職員会等で職員に対して方針と取組について表明している。園の廊下や玄関ホールには、園長の方針を取り入れた書や詩等が掲示されている。園長不在時の権限委任については、副園長就任時の辞令に明記し公布されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	評価機関 園長は、市内こども園長会・法人立保育園長会や関係団体の会議・研修等に参加し、遵守すべき法令等の把握と理解に取り組んでいる。令和3年制定の「医療的ケア児支援法」に対応し、法人では3名の看護師を雇用し医療的ケア児の受け入れについて勉強会を開催する等、職員への周知と具体的な取り組みを行っている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	評価機関 園長は、教育・保育の質の現状について、職員の自己評価、学校評価の結果に基づいて、評価・分析を行っている。職員個々については、課題を明確にし研修・勉強会への参加を促している。令和3年度は、園庭の整備に伴う大型遊具の設置やICT化の取り組みとして業務支援ソフトを導入し、登園・降園時のチェックやメール機能等を保護者支援に活用している。大型遊具や業務支援ソフトの導入時には、職員会議等により意見を集約し、導入の決定に反映させている。	

評価項目		評価機関
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
コメント	評価機関 園長は、人事・労務・財務等については専門家である社会保険労務士や税理士等のアドバイスを受けて、経営改善や業務の実効性を高めるよう努めている。職員の働きやすい環境整備のため、就労時間の厳守やバースデー休暇の導入等に取り組んでいる。法人の運営委員会の定期開催により、法人全体の経営状況の向上に尽力している。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
コメント	評価機関 人材確保については、法人全体で方針を決めて取り組んでいる。実習受け入れ施設として養成校への情報提供や、就職説明会への参加を行い、人材確保に努めている。子育て支援員として勤務していた職員に対し、資格取得促進を行い保育士資格の取得に繋がった。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
コメント	評価機関 法人では、基本理念の達成のために「期待する職員像」として、「思いやり10か条」を明示している。文書を配布するとともに、入職時や職員会議等でそれらの読み合わせを行っている。人事については自己評価や園長面談を通し、職員の意向も踏まえた上で決定している。今後は、職員個々が主体的なキャリア形成を行うための人事基準の明確化が望まれる。	

評価項目		評価機関
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	評価機関 職員の就業状況や意向については、定期的を実施している園長面談等を通じて聴取している。こども園では産休・育休取得等、職員のライフイベントに応じた働き方への支援を行っている。また、誕生日にはバースデー休暇を取り入れる等、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮している。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	評価機関 園長は、基本的に年2回職員との面談を実施している。職員の自己評価を参照し、個々の目標達成について進捗状況を確認している。「期待する職員像」として、「思いやり10か条」を策定し文書の配布や職員会等での読み合わせ等、職員への周知に取り組んでいる。今後は、「思いやり10か条」に基づく行動チェックシートの作成や目標管理シートの活用など、職員個々の目標管理体制の構築に期待したい。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	評価機関 園の「期待する職員像」として、「思いやり10か条」を提示している。事業計画や報告には、職員の研修受講を推奨し専門性を高め資質向上に努めることを明記している。県内研修・県外研修を年間計画に組み込み、職員個々の意向を聴取し研修計画を策定している。研修を受講した職員については、職員会等で報告機会を提供し、学びの定着化・共有化に取り組んでいる。	

評価項目		評価機関
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
コメント	個別の職員の資格取得状況については、子育て支援員の資格を所持している職員に対して資格取得の支援を行い、保育士資格取得を実現した。園外研修に参加した場合は、研修終了後は園内にて迅速にフィードバックの機会を設けている。コロナ禍の終息後は、県外研修への参加が計画されている。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
コメント	評価機関 実習受け入れに関しての基本姿勢を明文化したマニュアルが策定され、主幹保育教諭を中心に受け入れ体制を整備している。令和3年度は6名、令和4年度は8名の受け入れを行った。実習終了時間前の30分を確保し、実習記録の記入や専門用語について指導を行っている。実習指導体制は園長・副園長の指導の下、実習指導者となる主幹保育教諭を中心とし、必要に応じ指導に関するアドバイスをを行っている。こども園で各養成校のプログラムを確認し、養成校と連携して実施している。	

評価項目		評価機関
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。
コメント	評価機関	こども園の財務情報、苦情解決体制等についてはホームページ上で確認できるようになっている。園では定期的に子育てだよりを作成し、地域の子育て家庭へのポスティングや公民館へ配布を行っている。子育てだよりの裏面には塗り絵を掲載し、手に取りやすくするような工夫を行っている。こども園のビジョンや理念等を記載したチラシを地域の児童館や市役所、公民館等に直接持参し手渡している。
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	評価機関	こども園では、職務分掌に権限・責任を明確にし適正な運営に努めている。税理士との経理報告は毎月実施し、定期的な内部監査を行っている。改善事項が指摘された際には、迅速に改善策を策定し取り組んでいる。
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	評価機関	こども園と地域との関わりについては、事業計画や全体的な計画に基本的考え方が示されている。保護者が活用できる地域の社会資源やイベント等の情報は、玄関の登園システム周辺に資料を配置し、必要な場合は職員から個別に声をかけお知らせしている。コロナ禍においても近隣自治会での交流イベントや地域の祭り等に参加するよう尽力しており、その際には職員が複数同伴し、子どもの安全や行事参加時の注意事項を確認している。

評価項目		評価機関
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	評価機関 昨年度、短大や専門学校から5人のボランティアを受け入れている。ボランティア受入れマニュアルが整備され、園内での活動前には職員からボランティアに対し説明を行う等の手順が示されている。インターンシップは今年度2か所の高校から8人の受け入れを行っているが、今後は地域の学校教育に協力する基本姿勢について作成することが望まれる。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	評価機関 職員室には関係団体の連絡先一覧表が掲示され、職員に周知されている。子どもが利用している児童デイや療育センター等とは、定期的にモニタリングなどにおいて話し合う機会を持っている。役所等から子どもの家庭状況などについて問い合わせがあった際には、個人情報保護も念頭に、必要な情報をやり取りするよう注意している。卒園後は隣接する小学校へ進学する子どもが多く、登下校の様子も確認できるため、気になる状況が見られた場合には関係団体と協力して解決へ向け尽力している。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	評価機関 近隣自治会とは園行事へ子どもの手作り招待状でお誘いしたり、子ども会のイベントに参加する等の交流を持っている。自治会長は定期的にこども園の門周辺にお花を植える活動を続けている。市内では子どもの就学祝いや餅つき大会、エイサーまつり等の様々な行事があり、うるま市まつりには子どもが余興を準備し参加している。子育て支援事業については近隣にポスティングを行い、園庭開放を随時実施、年に1～2件は電話相談を受けている。ポスティングするチラシは裏に塗り絵を印刷し、親子で活用してもらえるよう工夫を施している。	

評価項目		評価機 関
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	評価機関	法人と定期的に夏まつりを開催し、市民が参加できるイベントを行っている。園長は保育関係団体の要職を歴任してきた他、東日本大震災やウクライナ危機への義援金を募り支援した実績がある。近隣には同法人の子育て支援拠点があり、地域住民の状況が把握されている。毎年11月は市役所主催の防災訓練へこども園として参加している。様々な活動が行われている中、これらの計画立案や発信が十分ではなく、今後は事業計画等へ具体的に示していくことが望まれる。
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	評価機関	法人・こども園の教育保育理念や事業計画には、子どもの尊重や最善の利益の保障が掲げられている。職員全員が子どもの権利条約の内容を記した「権利証」と呼ぶカードを名札に携帯し、権利証について学ぶ機会を定期的に設けている。全国保育士会の倫理綱領は年1回職員へ配布し読み合わせを行い、「保育所等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し振り返りを行っている。こども園のマニュアル類には、園の方針を具現化するための配慮事項が記されている。クラスごとの帰りの会では1日の「思いやり発表」を行い、子どもの行動の振り返りやほめる機会を作っている。行事等の役割配置では、性差を固定化しないように配慮している。保護者面談の際、職員からこれら園内での取組内容を説明している。
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	評価機関	子どものプライバシーを守るために、子どもの着替え時には室内でパーテーションを立てて対応している。年長児には、クラス担任から着替え時に注意することや他児への配慮などの大切さについて話をし、理解を図っている。保護者面談時には、園のプライバシー保護方針について説明している。子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育実践を心がけているが、園の方針についてさらに明確化し示すよう、今後の改善が望まれる。

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
コメント	評価機関 こども園の理念や方針が記されたパンフレットは、市役所や近隣自治会、子ども家庭支援センターに設置している。入園希望者には園内への見学を実施、個別で入園のしおり等を用いて説明を行っている。こども園のパンフレットや入園のしおりは、説明内容や表現等について毎年見直しをしている。	
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	評価機関 入園のしおり(重要事項)は入園時に保護者へ説明、同意書を取っている。進級の際は、変更された入園のしおりを保護者へ配布し説明している。認定結果の変更等により利用形態の変化がある場合は、保護者に資料を用いてわかりやすく説明するよう配慮している。外国籍の保護者に対する説明時には通訳を依頼したり、特に配慮を要する場合の注意事項は参考書から抜粋しておく等、適切に説明ができるような体制を取っている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
コメント	評価機関 転園時には指導要録を作成、必要時は電話でやりとりし次の入園先へ送るようにしている。保護者には在籍証明書を作成し渡している。卒園後もこども園への相談ができるように、副園長を窓口として保護者には知らせている。卒園後も、相談対応が行われている。保護者に対するこれら周知を文書で行うことについては、今後作成することが望まれる。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その上向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その上向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	評価機関	園生活に対する子どもの満足度については、各クラス担任が帰りの会で振り返りを行い、子どもの声を確認する他、行事後の保護者アンケートでは「子どもの声」の欄を設け記載を依頼している。保護者面談は年2回実施、個別で職員が対応し意見を聴取している。アンケート結果は内容の分析を行い、必要な対応について職員会議で検討されている。保護者の意見により、運動会の実施方法を見直し変更する等の改善を行っている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	評価機関	法人の苦情解決体制はホームページや玄関に示され、入園のしおりに記された資料を用いて保護者に説明されている。行事実後には匿名のアンケートを実施、園が導入しているICT業務支援ソフトを通して保護者が意見を申し出ることができる旨を知らせている。開園後に苦情解決体制を活用した事例はないが、市役所の市民箱へこども園に対する意見があがったことがあり、個別に検討して対応を報告、必要な場合は玄関等で掲示している。
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	評価機関	入園のしおりにには法人の苦情解決体制についての記載や、「園に対する意見等があれば些細なことでもお伝えください」という一文が記され、保護者へ配布されている。保護者からの相談を受ける際には、ゆっくり話ができるよう集会室や事務所の個室を使用する等、相談のしやすい環境に配慮している。保護者からの意見申し出にICT業務支援ソフトが活用できることは口頭で説明されているが、入園のしおりに記載する等、さらにわかりやすい通知の工夫が望まれる。

評価項目		評価機関
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	評価機関 職員は登降園等の保護者と接する機会にコミュニケーションをとるよう努め、必要時には主幹保育教諭も一緒に対応している。玄関には意見箱を設置、定期的にチェックが行われている。意見等を受けた際には朝の申し送りで報告され、内容により解決に時間がかかる場合は申出人へ伝えることとされている。意見内容は検討され、園の取り組みの変更につながっている。今後は、これまでの教育・保育の経験と知見を活かした対応マニュアルの作成が望まれる。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	評価機関 こども園の危機管理マニュアルが作成され、現場の事故防止における責任と役割が明確にされている。マニュアルには事故発生時の対応方法が定められ、職員室にフローチャートが掲示されている。事故が発生した際には、朝の申し送り時に報告書の提出を受けて対応策を検討している。法人内近隣の他事業所に看護師が勤務しており、事故発生時には対応方法について相談できる体制となっている。子どもの事故等が新聞報道されている場合は、記事を用いて職員へ周知している。ヒヤリハット事例の予防に向け、外遊びの際には職員がチェック表を持参して危険箇所等の記録を行い、毎月修繕を実施している。職員会議で安全対策について話し合い、子どもの服装に対する具体的な注意・対応策等についても検討されている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	評価機関 園のマニュアル一覧には、こども園の感染症対策マニュアルの他、児童福祉施設における感染症対策マニュアルが整備されている。他にも、新型コロナウイルス感染対策については別冊で作成されている。感染症発生時の対応体制については副園長を責任者とし、危機管理マニュアルに沿って行われている。感染症予防策については定期的に勉強会を実施、新しい情報が得られた際には職員へ速やかに周知している。園内で感染症が発生した際には玄関の掲示板へ記載、ICT業務支援ソフトも活用し保護者へ通知している。感染症対策マニュアルの見直しは必要時に行い、職員へ周知されている。	

評価項目		評価機関
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
コメント	評価機関 災害発生時の対応方法については危機管理マニュアルに定められ、フローチャートが示されている。こども園では毎月、火災避難訓練を実施、年1回は市役所が主催する地震津波防災訓練に参加し、安否確認の方法等を定めて行っている。周辺地域のリスク把握から、小学校と連携し校舎屋上に避難する訓練となっている。災害時の備蓄品リストは作成中とのことで、今後はリストの管理者を含め整備することが望まれる。	
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	評価機関 こども園のマニュアルが作成されており、標準的な実施方法について定められている。マニュアル内容の実践についてはクラスリーダーから指導・確認を行うこととなっており、子どもの尊重に配慮された内容となっている。マニュアル内容によらず柔軟な対応を必要とする場合については、職員から朝の申し送り等で報告がなされ主幹保育教諭と副園長も含めて対応している。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	評価機関 こども園の各マニュアルは、毎月の職員会議時や年に数回、見直しが行われている。見直しの際には、職員からの意見等を加えて検討されている。マニュアル内容の見直しに伴い指導計画等が変更される事例については確認できず、今後は両者の関連も念頭に、それぞれ作成・見直しされることが望まれる。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
コメント	評価機関 こども園の指導計画は、全体的な計画の内容に基づき各クラスリーダーが中心となって作成、管理層による決裁を受けている。計画作成のためのアセスメントには入園前の児童票や健康管理票等の資料、年2回の個別面談時の記録や入園後の健診結果等を参考に、発達が気になる子どもには発達経過記録票も加えている。子どもが利用している外部の専門機関とは定期的に情報交換を行っている。難しい支援を要する場合は、副園長や主幹保育教諭等を交え対応の検討が行われている。毎月の週案作成では、それまでの計画を評価し次の計画作成へ繋げている。保護者との面談記録には、保護者の要望や気になること等を聞き取った内容が記され、計画作成に活かされている。	
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	評価機関 指導計画は週案作成の際に振り返りを行い、変更した場合は各クラスで周知が図られている。評価の際には、実施が不十分だった点や今後の課題等について記録が行われている。指導計画作成や見直し等について組織として仕組みを定め実施されており、今後は指導計画とマニュアルとの関連性に配慮し評価・見直しが行われることに期待したい。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
コメント	評価機関 子どもに関する記録は園が定めた様式で統一されている。指導計画の実施状況は、主に月間指導計画の様式にて記録する仕組みとなっている。記録の書き方は各クラスリーダーが説明、主幹保育教諭と副園長も内容確認や指導を行っている。毎朝の申し送りや月1回の職員会議、ICT業務支援ソフトも活用し情報共有がなされている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	評価機関 こども園の運営規程には、記録の整備についての記載がある。法人で個人情報保護規程が作成され、こども園での記録管理については副園長と主幹保育教諭の職責となっている。職員の入職時には個人情報の取り扱い方針について説明、同意書をとっている。保護者に対しては入園のしおりにこども園の個人情報保護方針を記載、取り扱い詳細を記載した別紙を説明し、同意書をとっている。	

		評価項目	評価機関
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	—
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
コメント	評価機関	虐待防止マニュアルが整備され、職員への周知も図られている。また園内研修での勉強会や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を定期的に活用するほか、子どもの権利条約について記した「権利証」を職員各自が携帯し、日常の教育・保育場面における権利擁護についての理解を深めている。また保護者とコミュニケーションを取りつつ、子どもの視診や触診等をにて子どもの様子に変化があれば、リーダー会ノートに記録し、職員間の情報共有や周知に繋げている。	
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
	判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
コメント	評価機関	全体的な計画には、こども園理念として「認める、励ます、感謝する思いやりの心を育む」と記載され、こども園の理念や教育・保育目標が位置づけられている。 全体的な計画は入園時、年度始めに配布しており、保護者への周知に取り組んでいる。また、年間指導計画等は保護者との個人面談(年2回)で、その折に触れ説明を行っている。 全体的な計画は園長、副園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭、クラスリーダーが参画し作成している。年度末に上記の職員で評価を行い、次年度の計画に繋げている。	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
コメント	評価機関	保育室には室温計があり、子どもが健やかに安心して生活できるように環境を整備している。広い園庭があり、室内はエアコン設置で、室温、湿度、採光など配慮し、食事や睡眠、遊び等の生活空間が確保されている。トイレや手洗い場も清潔で子どもが使いやすい配置になっており、快適な環境が保たれている。 さらに、子どもが一人で安心してくつろいだり落ち着ける場所として、「テント」を用いたクールダウンの場を提供し、気持ちの切り替えが行いやすい環境づくりを工夫している。	

		評価項目	評価機関	
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a	
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
コメント	評価機関 入園時の面接票や保護者との面談で子どもの発達や状況を把握している。また、子どもの様子や気になる事を職員間で話し合い、共有して支援している。子どもの主体性を伸ばす取り組みとして、コーナー遊びはブロック遊びや物作り、料理体験等子どもの声や興味に合わせて設置している。さらに「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、子どもへの適切な声かけや接し方について、日々保育者が意識するよう努めている。			
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	着眼点	①	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	○
		②	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	○
		③	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	○
		④	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	○
		⑤	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	○
	コメント	評価機関 基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔)が身につけられるように環境を整備し、見守り援助している。発達に応じた適切な時期に子どもがやろうとする気持ちを育み、持ち物の名前を確認し自分の身支度を調えたり、食育を通して健康への関心を高めたりする等、自分の力で安心して生活できるように環境を整えている。 さらに、個別の子どもが休息や活動のバランスが保たれるよう保育教諭が子どもとコミュニケーションを取りながら、適切な関わりを行っている。		
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
コメント	評価機関 生活と遊びは子どもの立場から見通しが持てるよう、日課を大切にしている。子どもが主体的に活動できるように環境を整え、保育教諭をはじめ周囲の人々が関わるように援助している。また、子ども同士の協同による活動にも着目し、達成感や充実感が得られるよう教育・保育の実践工夫している。室内では自分で玩具や絵本など自由に選択して遊び、園庭では、一年を通して自然に触れ、外遊びができるよう取り組んでいる。			

		評価項目	評価機関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	評価機関 対象児が在籍しないため該当せず		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	評価機関 対象児が在籍しないため該当せず		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	評価機関 基本的な習慣や生活態度についての大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮し、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立てて実践している。集団の中で3歳児は安定して遊び、4歳児は自分の力を発揮して活動し、5歳児は友達と協力して遊びや活動に取り組めるように援助している。さらに、創作太鼓(エイサー)、リトミック、菜園活動、地域活動への参加など様々な活動を通じ子どもの可能性を引き出す工夫を行っている。 その他に、小学校による保育参観、毎月の園だよりの配布、運動会や発表会の行事に招待するなど、小学校とのコミュニケーションを取りつつ、就学に向けた意識付けも行っている。		

		評価項目	評価機関
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	評価機関 障害の可能性のある子どもや障害のある子どもについては個別に支援計画を立て、一人ひとりが安心して生活できるように配慮している。保護者と情報を共有し年2～3回のうるま市の巡回指導や専門機関と連携をとっている。職員は小学校の特別支援コーディネーターとの情報交換会等で情報を共有、専門知識などについて学び、適切に対応するよう取り組んでいる。また、嘱託医(発達診断の可能な医師)や巡回指導員へのアプローチができる仕組みを整え、より細やかな対応ができるよう環境整備をしている。入園時や懇談会、行事などの折には発達支援保育(統合保育)の実施について説明、他の保護者の理解、協力を得るよう努めている。		
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	評価機関 保育時間の長い子どもに対しては、疲れを和らげゆっくり寛げるように環境整備に配慮している。おやつや軽食を用意し、生活のリズムを壊さないように、保護者と連絡を密にとり、子どもの様子はリーダー会ノートに記録し申し送りにて職員間で情報を共有、スムーズな引き継ぎに配慮している。さらにICT業務支援ソフトでの連絡機能を使用して職員や保護者との連携を図り、子どもの状態を把握している。1号認定子どもの長期休暇後については、夏休み中の連絡や休み明けのイベント開催などを計画し、登園へのモチベーションアップに繋げていけるよう工夫がされている。		
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
コメント	評価機関 指導計画には小学校との連携や就学に向けた取り組みが記載されている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有し、育ちを支えるために必要な申し送りを行い、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成し小学校に持参している。子どもには入学前に小学校からの「お招き会」で子どもと一緒に参加することで小学校を訪問する機会をつくり、また保護者には個別面談や入学説明会に同行するなど、今後の見通しを説明している。		

評価項目			評価機関
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
コメント	評価機関	保健管理保健計画を作成し、一人ひとりの健康管理を行っている。登園時に保護者からの申し送りのほか、丁寧に子どもを視診し日頃の健康状態を把握している。また、児童票で既往歴や予防注射の確認をしている。連絡帳では家庭の健康状態について記載してもらい、園では園内での健康状態について報告している。 乳幼児突然死症候群(SIDS)については、職員間では知識を周知し対応について理解はあるが、園の児童の構成上、3歳未満児が利用していないため、保護者への情報提供は積極的に行っていない。今後の働きかけに期待したい。	
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
コメント	評価機関	健康診断、歯科検診の結果は、職員会議で職員に周知し、感染症予防に向けて子どもたちに手洗いやうがい等を教え、教育・保育に反映している。保護者には診断結果の個票を郵送し、報告している。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
コメント	評価機関	アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては入園前・進級時にアレルギーの様子について詳しく記入してもらい、保護者と面談を実施し、医師の指示に従って具体的な症状や配慮点などを話し合っている。専用の食器やプレート、名札を使用し、間違いがないよう声に出して確認している。アレルギーのある子どもが食べられないものがあることについて、保護者の同意を得た上で機会を捉えて他児に知らせ、遠足の際の持参弁当やお菓子は交換しないよう伝えている。	

評価項目		評価機関	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
コメント	食育については教育・保育計画に位置付け、食育年間計画を作成し、推進を図っている。子どもが落ち着いて楽しく食事が摂れるよう調理室がガラス張りのランチルームを活用したバイキング形式にて、テーブルや椅子、食器に配慮し、発達に合わせた食事の援助を行っている。3～5歳の子どものは自分で栽培した野菜を収穫しクッキングする楽しさを経験したり、行事食を楽しむよう工夫している。保護者には提供した食事のサンプルを掲示し、食育だよりを発行し、クラスでの活動の様子や「食」の大切さを伝え、家庭と園との連携を図るよう取り組んでいる。		
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
コメント	うるま市給食統一献立表を使って自園調理を行っている。食育年間計画を策定し、新鮮な旬の食材を利用し美味しく安心できる食事を提供している。毎月、調理員が子どもたちの食事の場に参加し、子どもの表情や摂取状況、残食調査記録などを参考にし献立、調理を工夫している。衛生管理マニュアルを策定し、調理室や調理員の清潔、食器の洗浄、乾燥など衛生管理に努めている。		

		評価項目	評価機関
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
		b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
コメント	評価機関	登園時には保護者とコミュニケーションをとり、子どもの体調などについて聞いている。保護者との連絡にはICT業務支援ソフトやお手紙、メッセージボードを活用している。個人面談や行事アンケート、年間振り返りアンケートをとり、保護者の意向を確認している。個人別の記録は児童票で管理、必要に応じて記入している。保護者には、懇談会、保育参観などで子どもの発達や教育・保育内容について報告、子どもの成長を家庭と共有し、子どもの生活が充実するように支援している。	
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑲	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
コメント	評価機関	日々のコミュニケーションにより保護者から相談を受けるなど、保護者との信頼関係構築に努めている。個人面談、懇談会など相談に応じる体制を構築しており、相談内容は記録して残し、必要時には担当職員のほか、園長や主幹保育教諭も対応するよう取り組んでおり、専門機関に繋ぐ場合も想定している。保護者の困り感や相談事案については、内容を考慮しつつ、職員間でリーダー会ノートを基軸に情報共有をしている。	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
コメント	評価機関	子ども虐待マニュアルを整備し、チェックポイントを参考にして、兆候を見逃さず早期発見・対応ができるよう組織として虐待予防に努めている。家庭での生活に懸念が生じる場合は、保護者からの相談にのるなど事前に子どもの家庭環境を把握するよう努め、リーダー会議を通して情報を共有している。職員が対応する際には保護者の特徴を考えつつ、子育てやその他の保護者の困りごとにアプローチできるように工夫し、問題解決へ向け取り組んでいる。	